

本資料は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する考え方を整理するための資料として作成したものであるため、通常の条例及び規則とは異なる形式を探っている部分があります（別表の位置、準用規定を個別に規定するなど）。また、本資料の位置付けに鑑み、常勤職員の給与条例の規定を準用し、又は同様の規定を書き起こすを中心としていますが、考え方方が共通する部分について常勤職員の例による旨を規定することも考えられます。

なお、本資料は別添「【参考】○○町(村)職員の給与に関する条例」をモデルに作成したものであるため、それぞれの町村の条例とは異なる部分があります。

○○町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ

平成〇年〇月〇日

条例第〇号

(趣旨) (注1)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項、第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第 1 に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の給料表は、すべてのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(注1) 地方自治法の条文を、平成 29 年の法改正に合わせて修正。また、常勤職員の給与条例において、「職員」の範囲から技能労務職員及び企業職員を明文で除外している場合には、本条例のイメージにおいても、これらの職員を除外することが考えられる。

別表第1（第3条関係） 給料表

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
(1) 一般行政事務(他の職種の区分の適用を受けないもののを含む。以下同じ。)	1	○○円	○○円
	2	○○円	○○円
	3	○○円	○○円
	4	○○円	○○円
	(中略)		
	25	○○円	○○円
(2) 保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で町(村)長が規則で定めるもの	1	○○円	○○円
	2	○○円	○○円
	3	○○円	○○円
	4	○○円	○○円
	(中略)		
	○	○○円	○○円
(3) 保育士、介護士その他のフルタイム会計年度任用職員で町(村)長が規則で定めるもの	1	○○円	○○円
	2	○○円	○○円
	3	○○円	○○円
	4	○○円	○○円
	(中略)		
	○	○○円	○○円
(4) 教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭その他のフルタイム会計年度任用職員で町(村)長が規則で定めるもの	1	○○円	○○円
	2	○○円	○○円
	3	○○円	○○円
	4	○○円	○○円
	(中略)		
	○	○○円	○○円
(以下略)			

【A 常勤職員の給料表の種類に応じて給料表を作成する場合】 (注2)

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

(1) 行政職給料表 (別表第1)

(2) ○○

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	○○円	○○円
2	○○円	○○円
3	○○円	○○円
4	○○円	○○円
(中略)		
○	○○円	○○円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

○○職給料表

(略)

【B 常勤職員の給料表を使用する場合】

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 ○○町(村)職員の給与に関する条例 (昭和〇年〇〇町(村)条例第〇号。以下「給与条例」という。) 第4条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

〔別案〕 (注3)

第3条 フルタイム会計年度任用職員には、町(村)長が規則で定める適用範囲の区分に従い、○○町(村)職員の給与に関する条例 (昭和〇年〇〇町(村)条

(注2) 常勤職員の給料表の種類が行政職給料表のみである場合は、給料表の種類を分ける必要はない。等級別基準職務表等も同様。また、町(村)担講師に関しては、行政職給料表をもとに給料水準を設定することも考えられる(その他の方法として、第29条の脚注も参照)。

(注3) 常勤職員の行政職給料表しか使用しない場合又は同給料表しか存在しない場合には、給料表の適用範囲の区分を規則で定める必要はない。

例第〇号。以下「給与条例」という。) 別表第1及び別表第〇に定める額の給料を支給する。

2 (略)

【C 2級以上の職務の級を設けない給料表を使用する場合】

(以下は常勤職員の給料表に行政職給料表しかない場合を想定)

別表第1 (第3条関係) 給料表

号給	給料月額
1	○○円
2	○○円
3	○○円
4	○○円
(中略)	
○	○○円

備考 (略)

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。)が決定する。

別表第2 等級別基準職務表 (第4条関係)

職種	職務の級	基準となる職務
(1) 一般行政事務	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
(2) 保健師、助産師、看護師 その他のフルタイム会計年度任用職員で町(村)長が規則で定めるもの	1級	準看護師の職務
	2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務
(3) 保育士、介護士その他 のフルタイム会計年度任用職員で町(村)長が規則で定めるもの	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする職務
(4) 教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教	1級	○○
	2級	○○

諭その他のフルタイム会計年度任用職員で町(村)長が規則で定めるもの		
-----------------------------------	--	--

【A 常勤職員の給料表の種類に応じて給料表を作成する場合】

→ 常勤職員の給料表の種類に応じて等級別基準職務表を作成する。

別表第3 等級別基準職務表（第4条関係）

ア 行政職等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

イ ○○職等級別基準職務表

(略)

【B 常勤職員の給料表を使用する場合】

→ 下記のように、常勤職員の等級別基準職務表を使用することも考えられるが、同表に常勤職員の職名が記載されている場合（例：1級として「主事、主事補の職務」などと記載されている場合）は、上記Aの別表第2のように簡素化した会計年度任用職員用の同表を作成することも考えられる。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第4条 給与条例第5条前段の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

〔別案〕

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給与条例別表第1及び別表第○に定める1級又は2級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条例別表第3等級別基準職務表に定めるとおりとする。

2 (略)

【C 2級以上の職務の級を設けない給料表を使用する場合】

→ 職務の級を設けないため、第4条に相当する規定は不要となる。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、町(村)長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 ○○町(村)職員の給与に関する条例（昭和〇年〇〇町(村)条例第〇号。以下「給与条例」という。）第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第7条 紙与条例第10条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第8条 紙与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第9条 紙与条例第13条第1項、第2項、第3項本文及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町(村)長が規則で定める。^(注4)

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第10条 紙与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町(村)長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第11条 紙与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、

^(注4) 「○○町(村)会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則のイメージ」第16条及び第18条の脚注も参照。勤務時間等に関する規則を引用しない場合は、必ずしも読替えを規則に委任する必要はない。また、本資料では参考紙与条例第13条第2項の「第20条」を読み替えていないが、同文言を「第16条」に読み替えることも考えられる。

「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第 12 条 給与条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第 16 条第 1 項の勤務は、第 9 条の規定により準用する給与条例第 13 条第 1 項、第 10 条の規定により準用する給与条例第 14 条第 1 項及び前条の規定により準用する給与条例第 15 条第 1 項の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第 13 条 第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条の規定により準用する給与条例第 13 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 14 条及び第 11 条の規定により準用する給与条例第 15 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) ^(注5)

第 14 条 給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）と同じくするものに限る。次項及び第 24 条において同じ。）の定めの合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

^(注5) 第 14 条第 2 項及び第 3 項の任期を合算する仕組みは、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」（平成 30 年 10 月・総務省自治行政局公務員部）の記載（27 ページ及び問 14-3）を参考に一例として規定したものである。このような取扱いをするかどうかは町村の任意となる（第 24 条第 2 項及び第 3 項も同様）。

【任期を合算する場合を規則に委任する場合の一例】

→ 任期を合算する場合については様々な類型が考えられることから、上記第14条と異なり、個々の類型については規則に委任することも考えられる。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして町（村）長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。

〔規則のイメージ〕

第〇条 条例第14条に規定する規則で定めるフルタイム会計年度任用職員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）と同じくするものに限る。次項において同じ。）の定めの合計が6月以上となるフルタイム会計年度任用職員
- (2) 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上となるフルタイム会計年度任用職員

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、○○町（村）職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和〇年〇〇町（村）条例第〇号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) ^(注6)

第16条 第9条の規定により準用する給与条例第13条、第10条の規定により準用する給与条例第14条及び第11条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員

^(注6) 【参考】○○町（村）職員の給与に関する条例（以下脚注において「参考給与条例」という。）第20条において勤務1時間当たりの給与額の算出にあたり、時間外勤務手当等（第1項）と給与の減額（第2項）とで計算方法を分けていることから、会計年度任用職員についても同様に扱ったものである。各町（村）の常勤職員の給与条例においてこのような取扱いをしていない場合は、分けることは不要となる（第26条も同様）。

について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから町(村)長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第 17 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員^(注7)にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)^(注8)

第 18 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を○○町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和〇年〇〇町(村)条例第〇号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。
- 4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第 2 条第 1 項に

(注7) 【更新】パートタイム会計年度任用職員について規定した第 21 条第 1 項及び第 27 条第 1 項にも「祝日法による休日等」及び「年末年始の休日等」という用語が使用されることから、フルタイム会計年度任用職員を対象とする部分を修正。

(注8) 月額及び時間額により報酬を支給できることをさらに明確にするため、「パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。」との項を第 1 項として設けることも考えられる。

規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に100分の3^(注9)を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬) ^(注10)

第19条 特殊勤務手当条例第〇項から第〇項までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町(村)長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものの中、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間當

(注9) 【更新】参考給与条例第10条の2第2項において、地域手当の月額が一律に給料の額に100分の3を乗じて得た額とされていることを踏まえ、その相当額を報酬単価に加味したものである。地域手当に関して異なる定めをしている場合には、「町(村)長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」などと規定することが考えられる。

(注10) 【更新】特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬について用語を統一。

たりの報酬額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で町(村)長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えていた勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が 1 か月について 60 時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。
 - (1) 第 1 項の勤務の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)
 - (2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100 分の 50 (パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第 21 条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で町(村)長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第 1 項に規定する報酬を支給しない。
(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第 22 条 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 25^(注11)を乗じて得た額とする。

(注11) 【更新】正規の勤務時間に対する「報酬」と「夜間勤務に係る報酬」を文言上区別したため、割合を変更。夜間における正規の勤務時間に対しては通常の「報酬（100 分の 100）」が支給されるため、「夜間勤務に係る報酬」の割合は、手当と同様に 100 分の 25 となる。なお、第 20 条第 2 項の「時間外勤務に係る報酬」は、正規の勤務時間の勤務ではなく、通常の「報酬」が支給されないため、割合は 100 分の 125（又は 135）となる。第 21 条の「休日勤務に係る報酬」は、正規の勤務

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理) ^(注12)

第23条 第27条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町（村）長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した^(注13)職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町（村）長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

時間の勤務ではあるものの、勤務しない職員との均衡から支給するものであるため、割合は100分の135となる（これらの割合は、常勤職員やフルタイム会計年度任用職員と同一である。）。

^(注12) 端数処理に関する第1項を削除。

^(注13) 【更新】成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による地方公務員法の改正に伴う給与条例の改正とともに修正。

【日額又は時間額で報酬が定められている場合にのみ平均を取る場合の一例】

→ 月額で報酬が定められている場合には、基準日時点の報酬月額を期末手当基礎額とすることも考えられる。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 24 条 給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町(村)長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 17 条第 4 項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町(村)長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 から 3 (略)

【任期を合算する場合を規則に委任する場合の一例】

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 24 条 給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして町(村)長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 17 条第 4 項中「給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町(村)長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1 週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして町(村)長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 25 条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、町(村)長が規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの報酬額) (注 14)

第 26 条 第 20 条から第 22 条までに規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第 18 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから町(村)長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 第 18 条第 2 項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間で除して得た額
 - (3) 時間額による報酬 第 18 条第 3 項の規定により計算して得た額
- 2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 月額による報酬 第 18 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額
 - (2) 日額による報酬 前項第 2 号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額) (注 15)

第 27 条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除

(注 14) 時間額による報酬については、次条の報酬の減額措置が不要であることから第 2 項第 3 号を削除。なお、第 16 条の脚注も参照。

(注 15) 祝日法による休日等又は年末年始の休日等には勤務を要しないため、「祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、」を削除。

き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第28条 給与条例第24条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町(村)長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与) ^(注16)

第29条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町(村)長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。 ^(注17)

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、○○町(村)職員の旅費に関する条例（昭和〇年〇〇町(村)条例第〇号）の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。 ^(注18)

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、町(村)長が規則で定める。

附 則

(注16) 町(村)担講師については、行政職給料表をもとに給料水準を設定することのほか、準拠すべき基準として国及び都道府県の教育職給料表が存在することを理由に、本条のような取扱いをする余地があると考えられる。この点をさらに明確にするため、地方公務員法第24条第2項の文言に倣い「国及び他の地方公共団体の職員との均衡」と記載することも考えられる。

(注17) 【8月8日更新】パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、常勤職員の例により難い場合も考えられる。その場合、「ただし、これらの規定の例により難いパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、町(村)長が規則で定める」などと規則に委任することも考えられる。

(注18) 第31条第2項後段の規定は、常勤職員の給料表とは別の給料表を適用することを念頭に置いた規定であるため、常勤職員の給料表を適用（又は給与条例の該当規定を準用）する場合には、後段は不要となる。

- 1 この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の規定により準用する給与条例第 17 条第 2 項の規定の適用については、平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 61.25」と、同項中「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 68.75」とし、平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 91.5」と、同項中「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 103.5」とする。
- 3 (略)

【本資料において規定していない事項についての補足】

• 休職者の給与

本資料では、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」において、「休職者は、休職の期間中職員の給与に関する条例で別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給しない。」とされていることを前提に、休職中の期間に給与を支給しないことを念頭に置いているため、休職者の給与に関して何も規定していない。同条例において、「休職期間中の給与については、別に条例で定める。」とされている場合には、休職期間中の給与について、その支給の有無等を規定する必要があると考えられる。

• フルタイム会計年度任用職員の旅費

本資料では「職員の旅費に関する条例」において、その支給対象から非常勤職員が除外されていないことを前提に、フルタイム会計年度任用職員に対しても同条例を適用することを念頭に置いているため、フルタイム会計年度任用職員の旅費については規定していない。

• 退職手当

町村では退職手当の支給事務を退職手当組合が共同処理しているのが大半であり、実施主体が異なることから、本資料では規定していない。